

結婚新生活を応援するため

最大60万円 費用を助成します！

村では、令和7年4月1日以降に婚姻届を提出された新婚世帯（所得制限あり）に対して、婚姻の伴う新生活を経済的に支援する【結婚新生活支援事業】を令和7年度も実施します。

対象世帯

次の各号のいずれにも該当する世帯

- ・ 令和7年4月1日から令和8年3月31日までに結婚した世帯
- ・ 夫婦共に婚姻日に39歳以下で世帯の所得が500万円未満の世帯
※貸与型奨学金を返済している場合は、その年間返済額を控除した額が500万未満
- ・ 他の公的制度による家賃補助等を受けていない世帯
- ・ 過去にこの制度に基づく助成を受けたことがない世帯
- ・ 税等に滞納が無い世帯
- ・ 真狩村に住所を有する世帯
- ・ 世帯に、暴力団員及び暴力団関係事業者等を含まないこと。



対象経費

令和7年4月1日から令和8年3月31日までに支払った次の経費

- ・ 結婚を機に新たに住宅を購入した場合の購入費
- ・ 結婚を機に居住している住宅をリフォームした場合の工事費
- ・ 結婚を機に新たに賃貸住宅等に入居した場合の賃料、敷金、礼金、仲介手数料など
- ・ 結婚を機に引越した場合は引越し費用（業者への支払い分）
上記を合算した額が対象となります（勤務先から住宅手当や引越手当等の支給がされている場合は、その額を控除する。）

補助金額

夫婦共に婚姻日における年齢が29歳以下：上限60万円（1,000円未満切捨て）

上記以外の対象世帯：上限30万円（1,000円未満切捨て）

提出書類

- ・ 真狩村結婚新生活支援補助金交付申請書
- ・ 所得証明書（世帯全員）令和3年1～12月の所得がわかるもの
- ・ 貸与型奨学金の返還額がわかる書類（対象者のみ）
- ・ 住居購入に係る売買契約書・領収書
- ・ 住宅リフォームに係る契約書・領収書
- ・ 住宅の賃貸借に係る契約書・領収書
- ・ 住居手当支給証明書（対象者のみ）
- ・ 引越し費用に係る領収書
- ・ 婚姻日を証明する書類
- ・ 同意書
- ・ 誓約書

この事業は、第3期真狩村デジタル田園都市国家構想の実現に向けたまち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく、少子化・子育て支援対策として、実施します。

申請期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

お問い合わせ先～真狩村企画情報課企画情報係 0136-45-3613